

亀山市公告第2号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、都市計画法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに亀山市に意見書を提出することができる。

令和4年1月11日

亀山市長 櫻井義之

1 都市計画の種類及び名称

種類 亀山都市計画下水道

名称 流域関連亀山市公共下水道

2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

亀山市上下水道部下水道課

4 縦覧期間

令和4年1月11日から同月25日まで